

周南市北部拠点施設条例制定について

周南市北部拠点施設条例を次のように定める。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市北部拠点施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の中山間地域（山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）第2条各号に掲げる区域をいう。）において、住み慣れた地域での安心な暮らしの確保や地域活力の創出を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、周南市北部拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 周南市北部拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市北部拠点施設	周南市大字須々万本郷355番地の1

(施設)

第3条 周南市北部拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 周南市支所設置条例（平成15年周南市条例第9号）別表に規定する周南市須々万支所
- (2) 周南市市民センター条例（平成29年周南市条例第34号）別表第1に規定する周南市須々万市民センター
- (3) 周南市立幼保連携型認定こども園条例（令和元年周南市条例第31号）第2条に規定する周南市立須々万こども園

2 前項各号に掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に

掲げる条例で定めるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(周南市支所設置条例の一部改正)

3 周南市支所設置条例の一部を次のように改正する。

別表周南市須々万支所の項支所の位置の欄中「478番地の2」を「355番地の1」に改める。

(周南市市民センター条例の一部改正)

4 周南市市民センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1周南市須々万市民センターの項位置の欄中「478番地の2」を「355番地の1」に改め、同表周南市須々万市民センター別館の項を削る。

(周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

5 周南市立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表周南市立須々万こども園の項位置の欄中「須々万奥737番地」を「須々万本郷355番地の1」に改める。

(参 考)

周南市支所設置条例新旧対照表（附則第3項の改正）

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支所の名称	支所の位置	支所の所管区域	支所の名称	支所の位置	支所の所管区域
(略)			(略)		
周南市須々万支所	周南市大字須々万本郷 <u>478番地の2</u>	周南市大字須々万本郷、須々万奥	周南市須々万支所	周南市大字須々万本郷 <u>355番地の1</u>	周南市大字須々万本郷、須々万奥
(略)			(略)		

周南市市民センター条例新旧対照表（附則第4項の改正）

現行		改正案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市須々万市民センター	周南市大字須々万本郷 <u>478番地</u> の2	周南市須々万市民センター	周南市大字須々万本郷 <u>355番地</u> の1
周南市須々万市民センター別館	周南市大字須々万本郷480番地の11	周南市中須市民センター	周南市大字中須南2557番地の1
周南市中須市民センター	周南市大字中須南2557番地の1	(略)	
(略)			

周南市立幼保連携型認定こども園条例新旧対照表（附則第5項の改正）

現行		改正案	
（名称及び位置） 第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
周南市立須々万こども園	周南市大字須々万奥737番地	周南市立須々万こども園	周南市大字須々万本郷355番地の1